

関係団体・機関の長 殿

山梨県福祉保健部医務課長
(公印省略)

令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る
事業提案について（依頼）

平素より、本県の医療行政に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記基金事業につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条により、県が地域の实情に応じて作成した計画（都道府県計画）に基づき事業を実施しております。

令和2年度の山梨県計画策定を検討するにあたり、提案事業がある場合には、次により御回答をお願いします。

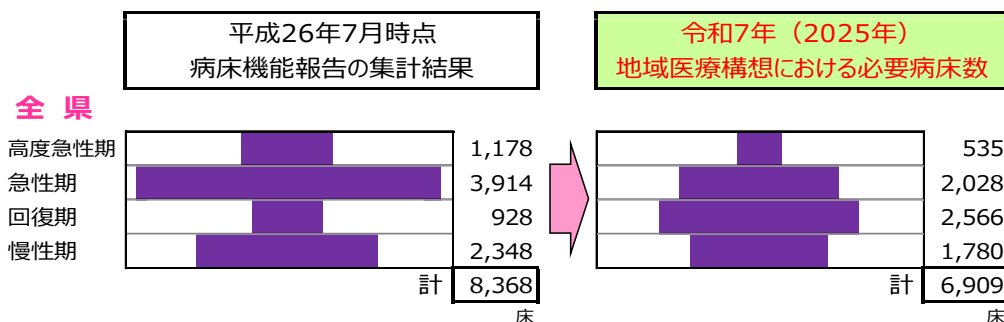
なお、近年基金事業の適切な執行が求められており、国の取り扱いも厳格化する傾向にあります。

事業提案の際は、【別紙1】（R元年度標準事業例）、【別紙2】（旧国庫補助事業から確保基金への振替事業）をご参考に、「地域医療構想の達成（急性期・慢性期病床の削減と回復期病床の強化）に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」「居宅等における医療の提供に関する事業」「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに関連する事業としてください。（令和2年度の標準事業例は、まだ国から示されていないため、今後変更となる可能性がありますのでご承知おきください。）

また、県計画事業は、県の方針に沿った事業について、県内医療関係団体等からの意見聴取、国のヒアリング等を経て採択されるため、御回答いただいた事業が採択されない場合や要望額が十分に措置されない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

<参考> 山梨県地域医療構想について

- 令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となることから、医療や介護の需要が大きくなることが見込まれ、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなる可能性がある。
- 地域医療構想は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、令和7年における必要病床数等を推計したものの。
- 高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供するため、不足する医療機能をいかに充実させていくかという視点が重要。



※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

1. 地域医療介護総合確保基金制度の概要

県医務課ホームページを御参照願います。

山梨県 医療及び介護の総合確保



http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/iryokaigo_sogokakuho.html

2. 提出書類

【別紙3】事業提案調書

※ 様式(エクセル形式)は、上記医務課ホームページに掲載してあります。

※ 市町村が事業提案を行う場合にあっては、同法第5条による市町村計画の策定を見据えた提案内容としてください。

3. 提出方法

電子メールにより次のアドレスあてに御提出願います。

送信先 imuka@pref.yamanashi.lg.jp

※メール送信後、受信確認の返信がない場合には、担当者まで御連絡ください。

4. 提出期限

令和2年1月15日(水)まで【必着】

5. その他留意事項等

・ 「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を申請する場合は、地域医療ネットワーク(以下「地連NW」という。)が、整備後、利活用が低迷している実態がある旨の指摘を会計検査院から受けたことを踏まえ、国に別途協議することとされていますので、事業提案調書提出後に、登録患者見込数や地連NWの有用性、費用内訳等について詳細な事業計画をご提出いただきます。
(ICTを活用した情報連携などの事業についても、同様の取扱いとなる可能性があります。)

・ 事業期間は、原則1年間としますが、個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年(3年程度を限度)とすることもできます。

※ 施設整備など年度をまたがる事業や、政策的要素が特に高く、複数年実施により一定の効果が得られる事業を想定

・ 診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象となりません。

また、単なる老朽化した設備の更新など、本基金制度の目的との関連性が不明瞭なものも対象外とします。

- ・ 事業者負担については、特に、施設・設備整備事業など、特定の事業者の資産形成につながるものについては、必ず求めることとします。

また、補助率については、施設・設備整備事業、それ以外の事業（ソフト事業）のいずれも、政策上の必要性や事業の性質、類似の補助事業等をもとに個別に判断します。

福祉保健部医務課 医療整備担当 宮崎 Tel 055-223-1483
